

令和6年度 週休2日制適用工事の概要

令和6年4月1日
関東地方整備局企画部
技術管理課

1. 週休2日の考え方（用語の定義）

（1）「現場閉所による週休2日制適用工事」

1）週休2日

①月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

- ・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。
（工事全体に対して占める割合が大きい場合は、週休2日交替制適用工事を検討すること）
- ・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。

(※) 巡回パトロールは、現場閉所日の現場監視のためのパトロールを想定しており、維持工事等で実施する広範囲にわたる河川パトロールや道路パトロールは含まない。

（2）「週休2日交替制適用工事」

1）週休2日

①月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において現場に従事した技術者及び技能労働者の平均

休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日

対象期間において、休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）

対象期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所に取り組むことを、発注者が指定する方式

(2) 週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）

対象期間内の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組むことを、発注者が指定する方式

上記（1）（2）により難しい場合は例外的に週休2日対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

週休2日対象外工事の例

- ・災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）等

3. 工期の設定

「直轄土木工事における適正な工期設定指針」（令和6年3月国土交通省大臣官房技術調査課）に基づき、適切な工期設定を行う。

4. 積算方法等

(1) 現場閉所による週休2日適用工事の場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、週休2日交替制適用工事の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）に応じて、以下のとおり経費に補正係数を乗じるものとする。

1) 補正係数

①現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

②週休2日交替制適用工事

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

※なお、①②いずれも、市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上は別紙1参照

(2) 補正方法

1) 当初発注

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から月単位の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

2) 積算変更

現場閉所の達成状況（交替制適用工事の場合は休日確保状況）を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）に満たないものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を通期の週休2日（4週8休以上）に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

3) 補足事項

①市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について

市場単価方式および土木工事標準単価についても、当初予定価格から月単位の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成するものとする。

②複数年国債維持工事の補正の計上について

複数年国債維持工事の場合は、年度ごとの達成状況に応じて週休2日の補正を

精算するものとする。

5. 週休2日確保の確認方法

1) 工事発注時

入札説明書、特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載。

2) 工事契約後（現場閉所、交替制 共通）

受注者は土木工事共通仕様書「1-1-1-4 施工計画書」（機械設備工事の場合は、機械工事共通仕様書（案）「1-1-6 施工計画書」）に基づき、施工計画書に法定休日・所定休日（週休二日の導入）を記載する。

3) 工事着手後

①現場閉所を行う場合は、事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。監督職員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「取得報告書」の確認が困難であるため、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

- ・ 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・ 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ・ 官公庁の休日の場合

②交替制適用工事の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

③各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定する。発注者による週休2日の取組状況は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により適宜確認し、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

4) 試行工事完了後

①受注者は、工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、降雨・降雪等における予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めることに留意すること。

②監督職員は、「取得報告書」および「現場閉所届（休工届）」等をもとに、対象期間中の現場閉所日数（交替制適用工事の場合は技術者及び技能労働者の休日率）を整理する。

6. 成績評定

(1) 現場閉所による週休2日制適用工事について、対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成している工事、または、週休2日交替制適用工事について、対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする。

- (2) 現場閉所による週休2日制適用工事、週休2日交替制適用工事とも、明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

7. アンケート

アンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

附則

本概要は、令和6年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

以上

《参考》

これまでも週休2日制適用工事を対象に発注時に工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示する試行を行ってきたところである。

今般、より現場の施工実態に則した適正な工期設定が行える環境整備のため、原則全ての工事を対象に、工程表の開示にあわせて設計審査会等において工事工程の照合（クロスチェック）を行うこととしたものである。

なお、試行工事完了時に受発注者双方にアンケート調査を行い、適切な工期設定に向け、課題等の把握を行う予定である。

(1) 工事工程表の開示

「工事工程表」は特記仕様書の別紙として提示する。工事工程表の基本事項、記載内容は以下のとおりとする。

- ①工事工程表は、バーチャートを基本とし、当該工事の主たる工種（レベル2程度）の概略工程を記載する。
- ②発注時に工事工程に影響することが想定される関係機関との調整、住民合意、用地確保、関連工事の進捗状況、その他法定手続き等の実施時期や完了見込み時期等を記載する。
- ③準備、後片付け期間を記載する。
- ④パーティ(pt)数を記載する。

《その他》

- ・特記仕様書において、雨天・休日等の作業不可能日数を記載する。
- ・工程の設定においては、現場条件を勘案の上、パーティ数を設定するものとする。
(無理な複数パーティの設定は行わない)

(2) 工事工程の共有・照合（クロスチェック）

現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施するものとし、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

なお、工事工程の照合（クロスチェック）にあたっては、上記（1）で開示した工程表を用いて実施することとする。

また、現場着手前（準備期間内）の設計審査会において、協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にすることとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03